

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成27年10月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

片倉工業株式会社 取締役社長 佐野 公哉

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

びっくり市岩沼店

岩沼市吹上一丁目10番13号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

片倉工業株式会社 取締役社長 佐野 公哉

東京都中央区明石町6番4号

4 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 片倉工業株式会社 代表取締役 清田雅義

東京都中央区京橋3丁目1番2号

(変更後) 片倉工業株式会社 取締役社長 佐野 公哉

東京都中央区明石町6番4号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ニューライフカタクラ岩沼店 岩沼市吹上1丁目8番

(変更後) びっくり市岩沼店 岩沼市吹上一丁目10番13号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 片倉工業株式会社 取締役社長 佐野公哉

東京都中央区明石町6番4号

(変更後) 株式会社野川食肉センター 代表取締役 野川喜弘

山形県天童市老野森三丁目2番6号

- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前 10 時 (閉店時刻) 午後 8 時
(変更後) (開店時刻) 午前 9 時 (閉店時刻) 午後 9 時
年間 50 日 午前 7 時 年間 50 日 午後 9 時

(5) 来客者が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分

(変更後) 午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 30 分から午後 8 時

(変更後) 午前 7 時から午後 6 時

5 変更の年月日

平成 27 年 10 月 22 日

6 届出年月日

平成 27 年 10 月 9 日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課, 宮城県県政情報センター及び岩沼市役所

8 縦覧期間

平成 27 年 10 月 23 日から平成 28 年 2 月 23 日まで (ただし, 閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(経済産業省告示第 16 号) 及び意見書様式を参考のこと。